

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 4月27日
【会社名】	株式会社丹青社
【英訳名】	TANSEISHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青田 嘉光
【本店の所在の場所】	東京都港区港南 1丁目 2番70号
【電話番号】	03(6455)8100(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山内 一大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南 1丁目 2番70号
【電話番号】	03(6455)8100(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山内 一大
【縦覧に供する場所】	株式会社丹青社 関西支店 (大阪府大阪市北区堂山町 3番 3号) 株式会社丹青社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦 3丁目25番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

平成28年4月26日開催の当社第58回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(A) 配当財産の種類

金銭

(B) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 481,107,990円

(C) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年4月27日

その他の剰余金の処分に関する事項

(A) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(B) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、定款の一部を変更するものであります。また、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を変更するため、定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、青田嘉光、高橋貴志、鈴木清明、森俊憲、徳増照彦、戸高久幸、中島実、小林統及び篠原幾徳の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、河原秀司、松崎也寸志、山田博重及び長谷川明の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額500百万円以内と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	賛成比率 (注)4
第1号議案	346,142	5,341		(注)1	可決	98.35%
第2号議案	344,097	7,386		(注)2	可決	97.77%
第3号議案						
青田 嘉光	335,756	15,727		(注)3	可決	95.40%
高橋 貴志	348,239	3,244			可決	98.95%
鈴木 清明	348,239	3,244			可決	98.95%
森 俊憲	348,239	3,244			可決	98.95%
徳増 照彦	348,239	3,244			可決	98.95%
戸高 久幸	348,239	3,244			可決	98.95%
中島 実	350,543	940			可決	99.60%
小林 統	350,388	1,095			可決	99.56%
篠原 幾徳	350,544	939			可決	99.61%
第4号議案						
河原 秀司	345,660	5,823		(注)3	可決	98.22%
松崎 也寸志	347,766	3,717			可決	98.82%
山田 博重	345,872	5,611			可決	98.28%
長谷川 明	350,076	1,407			可決	99.47%
第5号議案	350,635	848		(注)1	可決	99.63%
第6号議案	351,107	376		(注)1	可決	99.77%

- (注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 4 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの合計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以上